

◆現状

- 全国的に B 型事業所が急増し不適切な運営を行う事業所があるとの指摘がある中、国が「指定・指導のガイドライン」を発出
 - 府所管の B 型事業所においても、新規参入事業所が急増（年間10数件程度⇒R7は36件）
また、昨年度の在宅支援に関する実態調査の結果、「植物等の育成」などを行っている事業所が一定数確認されたところ
- ⇒上記のことから、今年度、府所管 B 型事業所に対する指定・指導を強化する。※R8.4.1現在192事業所

◆具体的な取組み**1.運営指導の強化**

在宅支援を実施している事業所を中心に、国のガイドラインに基づき、訓練内容や緊急時の対応方法等の確認を行うとともに、公認会計士等の専門家を活用し、収益から工賃が支払われているか等の確認・指導を実施（R8.8～）

2.新規指定時の審査の強化

新規指定をより適切に行うため、国のガイドラインに基づき、指定希望者に対して、開設予定市町に開所意向や事業計画の事前説明を行うよう案内。また、協議を行う際は、代理人等でなく必ず申請法人の代表者等に対応させる等より厳しい審査を実施（R8.9新規指定分～）

3.いわゆる総量規制の導入可否等の検討

新規参入事業所の急増や大阪市及び東大阪市が総量規制を開始したことなどを踏まえ、府所管の B 型事業所に対する総量規制の導入可否等の検討を開始（R8.6～）

- 総量規制とは？⇒裏面参照
- 検討方法
 - ・先行導入事例の確認
 - ・各団体からの意見聴取
 - ・自立支援協議会からの意見聴取
 - ・府所管 9 市町への意向確認 など

大阪府所管就労継続支援 B 型事業所に対する指定・指導の強化について

※いわゆる総量規制とは？

事業所等から指定申請があった時に、

①「都道府県等が定める区域における当該サービスの利用(入所)定員の総数(供給サービス量)」が、「都道府県等の障害福祉計画等において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用(入所)定員の総数(サービス見込量)」以上となっている又は当該指定により超えることになると認める場合

②都道府県等の障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると認める場合

のいずれかに該当する場合は、指定しないことができる制度。(対象:生活介護、A型、B型、者支援施設、児発、放デイ、児入所施設)

《R7年度 府内市町村における「サービス見込量」に対する「供給サービス量」》

⇒府内の全ての圏域において、「供給サービス量」が「サービス見込量」を上回っているため総量規制が可能な状況

圏域	R7見込量 人日/月	R7供給量 人日/月	達成状況	圏域	R7見込量 人日/月	R7供給量 人日/月	達成状況
大阪市	279,997	380,544	136%	中河内八尾	15,688	20,344	130%
豊能北	8,474	9,182	108%	中河内東大阪	31,225	43,166	138%
豊能豊中	12,671	15,108	119%	南河内北	17,172	21,618	126%
豊能吹田	9,531	11,935	125%	南河内南	20,242	21,142	104%
三島	13,019	15,476	119%	堺市	64,681	70,717	109%
三島高槻	10,641	12,612	119%	泉州北	28,856	29,337	102%
北河内枚方	15,475	18,312	118%	泉州中	23,134	24,857	107%
北河内寝屋川	10,001	13,190	132%	泉州南	22,482	24,551	109%
北河内西	15,385	18,881	123%	大阪府全域	608,753	764,077	126%
北河内東	10,079	13,105	130%				

※府所管 9 市町…三島(茨木、摂津、島本)、北河内西(守口、門真)、北河内東(大東、四條畷、交野)、南河内北(松原、柏原、羽曳野、藤井寺)